

児童扶養手当の申請に必要なもの

1 戸籍謄本（離婚受理証明書）

母と児童（父子家庭の場合は父と児童）の戸籍が別々の場合はそれぞれ1通ずつ必要です。また、離婚や死亡の場合はそのことが記載されていることが必要です。

※『現在戸籍』のなかに離婚や死亡の記載が無い場合は、『現在戸籍』のほかに『改製原戸籍』『除籍謄本』等で離婚や死亡の記載のあるものも提出してください。

なお、申請時に必要な戸籍が記載中で取得できないなど『離婚受理証明書』で申請した場合は、後日必ず上記内容の「戸籍謄本」の提出が必要となります。

※「離婚受理証明書」は離婚届を提出した自治体でのみ交付されます。また、戸籍謄本は本籍のある自治体でのみ交付されます。（詳しくは各自治体の戸籍等担当窓口へお問い合わせください）

2 マイナンバーの確認できるもの

申請者と児童及び扶養義務者のマイナンバーを記載します。「マイナンバーの通知書（写真の付いていないもの）またはマイナンバーの記載された住民票などと身分証明書」または「マイナンバーカード（写真付きのもの）」を持参ください。

3 印鑑 （みとめ印でかまいません。シャチハタは不可。）

4 預金通帳 （申請者名義のもの。振込先の確認をします。）

5 年金手帳 （公的年金（老齢年金、障害年金、遺族年金等）の受給状況について確認します。）

6 養育費に関する申告書（窓口にあります）

養育費の予定（取り決め）額を記入していただきます。前年（1～7月の申請時は前々年）中に養育費を受け取っている場合は、その額も記入してもらいますので、前年中等に受け取った金額が分かるものを準備して来庁ください。

7 その他 【受給要件等によって、各々必要書類があります。】

未婚の調書、事実婚の解消、遺棄、拘禁、障害、保護命令、生死不明、養育事実、世帯分離、別居監護、住民票と実際の居住地が異なる等の証明や申立書、賃貸契約書の写し、公共料金（電気・ガス・水道）の請求領収証（使用量も含めて居住確認に必要です）など

※ 戸籍謄本等の書類は、請求書提出の1か月以内に発行のものが必要です。

※ 申請してから、認定されるまで審査に3ヶ月程度要しますので、あらかじめご了承ください。また、申請月の翌月分から支給対象になりますので、申請忘れのないようご注意ください。

※ 個別に必要な書類の案内や受給資格確認のため、可能な限り事前相談に来庁ください。